通 知 預 金

１．商品名	・通知預金
２．販売対象	・法人および個人の方
３．期間	・期間の定めはありません。
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入。 ・１万円以上 ・１円単位
５．払出方法	・随時払戻し（一括払戻し）できます。 但し、払戻２日前までの予告通知が必要となります。
６．利息 （１）適用金利 （２）利払方法 （３）付利最低残高 （４）付利単位	 ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・１万円 ・１，０００円（日割計算）
７．税金	・個人の方：分離課税（国税１５％、地方税５％）但しマル優適用分を除きます。 ・法人の方：総合課税但し、分離課税は２０１３年から以下の通り変更となります。 ２０１３年１月１日～２０３７年１２月３１日まで 国税１５．３１５％、地方税５％（但しマル優適用分を除きます。）
８．キャッシュカードの利用と手数料	―
９．付加できる特約事項	・個人のお客さまの場合 マル優のお取扱いができます。
10．中途解約時の取扱い	・据置期間内の解約は、解約日の「普通預金利率」を適用いたします。
11．金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

12. 苦情処理措置紛争解決措置	＜苦情処理措置＞本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部法務管理課 （９時～１７時、電話：03-3617-0548）にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部法務管理課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考になる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険により元本１，０００万円までと、その利息が保護されます。 ・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して １，０００万円までと、その利息が保護されます。